

外出自粛の促進に向けた取組みを行う飲食宅配事業の推進 募集要項

福岡市は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言期間中において、市民の外出自粛の促進、及び事業継続に向けた飲食店への支援を目的とし、外出自粛の促進に向けた取組みを行う飲食宅配事業の推進（以下、「本事業」という。）を実施するため、本事業に参画する意向のある飲食店、飲食宅配代行業者を募集する。

※本事業は、令和2年度補正予算の成立を前提としており、今後内容等が変更となる可能性がある。

1 事業目的

福岡市と本事業に参画する飲食店、飲食宅配代行業者（以下、「支援（予定）事業者」という。）が連携しながら、インセンティブを与えることで飲食宅配事業を推進し、飲食宅配利用者を増加させることで、事業継続に向けた飲食店の支援が図られるとともに外出自粛をさらに促進することを目的とする。

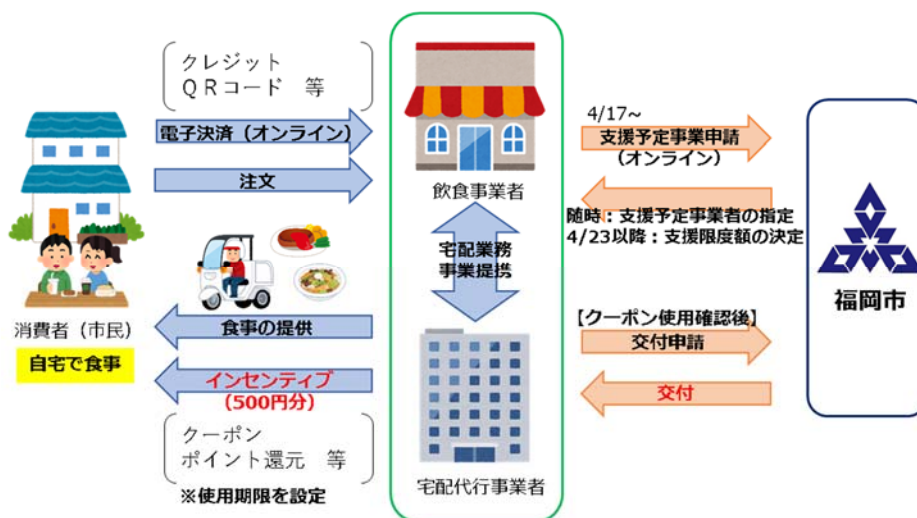
2 募集対象事業者

- (1) 飲食宅配を実施している飲食店（以下、「飲食店」という。）
- (2) 飲食宅配代行業者

3 事業内容

支援予定事業者を通じて、1,000円以上の飲食宅配サービスを電子決済にて利用した利用者に対して、支援予定事業者が、利用者の電子決済利用履歴を確認した上で、ポイントの付与またはクーポンを発行し、使用されたクーポンやポイントについて1件500円分を福岡市が支援する。（図1参照）

図1 事業イメージ図



4 事業期間

緊急事態宣言が発出されている期間（令和2年4月7日から5月6日）における飲食宅配サービス利用分を対象に支援する。

5 支援予定事業者の要件

支援予定事業者は下記の要件を満たすこと。

(1) 共通要件

- ・市町村税を滞納していない者であること
- ・消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- ・団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者でないこと
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

(2) 個別要件

① 飲食店

- ・中小企業・小規模事業者であること（資本金の額又は出資の総額が50,000千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの）
- ・食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得していること
- ・福岡市内に飲食店舗があり、福岡市内に宅配を行うこと
- ・電子決済の対応が可能であること
- ・期限付きのポイント又はクーポンで利用者への還元に対応が可能であること
- ・令和2年4月7日以降に電子決済で支払いをした利用者に対して、可能な範囲で還元できること
- ・想定利用回数を算定し、支援申請予定額を申請できること
- ・感染症対策が十分講じられること

② 飲食宅配代行業者

- ・福岡市内の登録飲食店舗があり、現に福岡市内へ宅配を行っていること
- ・本事業の支援予定事業者指定の日から令和2年5月6日まで、中小企業・小規模事業者の初期登録手数料を無料にすること
- ・電子決済の対応が可能であること
- ・期限付きのポイント又はクーポンで利用者への電子還元の対応が可能であること
- ・令和2年4月7日以降に電子決済で支払いをした対象利用者に対して、還元できること

- ・ 想定利用回数を算定し、支援申請予定額を申請できること
- ・ 感染症対策が十分講じられること

6 支援予定事業者の応募

本事業に参画する意向のある飲食店、飲食宅配代行業者は、下記のとおり必要書類を提出すること。なお提出書類の作成にあたっては、別紙応募要領を参照すること。

(1) 応募期間

令和2年4月17日（金）から 令和2年4月23日（木）午後5時まで（必着）

(2) 応募方法

「(3) 提出書類」に記載する書類について、下記提出先に郵送、FAX 又は電子メールにて提出すること（持参による提出は一切受け付けません）。電子メールで送付する際、件名は、「宅配事業応募（事業者名）」とする。

受理した翌日の17時までに、福岡市より受理した旨、連絡する。

【提出先】

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号（福岡市役所14階）

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部クルーズ課

TEL: 092-711-4559, 092-711-4355 FAX: 092-733-5901

E-mail : cruise@city.fukuoka.lg.jp

(3) 提出書類

- ① 誓約書（様式1）
- ② 暴力団対策に関する誓約書（様式2）
- ③ 支援予定事業者の要件を満たすことがわかる書類（様式、枚数自由）※参考様式あり
- ④ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し（画像データも可、飲食店のみ）

(4) 支援予定事業者、支援事業者の指定について

募集期間中、随時受付を行い、随時審査し、支援予定事業者を指定する。支援対象予定事業者に指定された事業者については、電子メール等により通知するとともに、福岡市ホームページ等により速やかに公表を行う予定である。

福岡市は、令和2年度補正予算成立後、支援予定事業者を支援事業者として指定し、各事業者へ通知する。なお、福岡市は審査結果、内容に関する問い合わせや異議等には一切応じない。

(5) 応募の無効

福岡市は、次のいずれかに該当する応募は無効とし、無効の応募を行ったものを支援予定事業者とした場合はその指定を取り消すことができる。

- ① 支援予定事業者の要件を満たないものが応募したもの
- ② 応募書類に虚偽の記載があるもの

③ 応募書類が所定の日時までには到着しないもの

7 支援限度予定額、支援限度額について

福岡市は、募集期間終了後、指定した支援予定事業者が提出した支援申請予定額を参考に、各事業者の支援限度予定額を決定する。決定した支援限度予定額は、各事業者に電子メール等により個別に通知する。また、申請状況によっては、支援限度予定額が提出された支援申請予定額に満たない場合がある。

福岡市は、令和 2 年度補正予算の成立後、各事業者が執行可能な支援限度額を決定し各事業者へ通知する。

8 事業の実施について

支援予定事業者指定後の流れについては、下記のとおり予定している。(別紙 2 参照)

- ・支援予定事業者はサービス利用者に対し、本事業を実施する旨を広報、周知すること。
- ・支援予定事業者は支援限度予定額の決定後、サービス利用者に対し、令和 2 年度補正予算成立を以て、サービスの本決定とする旨を広報、周知すること。
- ・令和 2 年度補正予算成立後、支援事業者は事業期間内のサービス利用者に対し、ポイント又はクーポンの（電子）還元を行うこと。
- ・ポイント又はクーポンの有効期限は令和 2 年 6 月 30 日とすること。
- ・支援事業者はサービス利用者に対し還元した件数について、適正に記録を行い、進捗管理をすること。なお、福岡市は必要に応じ、支援事業者に対し状況を確認することがあるため、適宜連携を図ること。
- ・事業期間終了後、支援事業者は速やかに進捗について福岡市へ報告すること。

9 事業期間終了後について

事業期間終了後の流れについては、下記のとおり予定している。

- ・支援事業者は、事業期間終了後、ポイント又はクーポンの利用確認の上、事業の実績について取りまとめた書類を作成し、福岡市に対し支援金の交付申請を行う。
- ・福岡市は、提出された書類等について審査を行い、適正に事業が実施されていることを確認した後、支援事業者に対し支援金の交付決定を行う。
- ・支援金の交付申請に必要な書類については、別途福岡市より指示を行う。

10 その他

- ・本要項に定めのない事項については、福岡市と事業者の協議の上、決定する。

参考資料

- ・別紙 1 外出自粛の促進に向けた取組みを行う飲食宅配の推進 応募要領
- ・別紙 2 支援金を受け取るまで
- ・様式 1 誓約書
- ・様式 2 暴力団対策に関する誓約書
- ・参考様式 支援予定事業者の要件を満たすことがわかる書類

問い合わせ先

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号（福岡市役所 14 階）

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部クルーズ課

TEL：092-711-4559, 092-711-4355 FAX：092-733-5901

E-mail：cruise@city.fukuoka.lg.jp

（応募期間中は、毎日午前 10 時から午後 5 時までお問合せ可能です。）